

1 用語解説

No	用語 (50音順)	解説
①	伊佐市人口ビジョン	将来にわたって本市の地域の活力を維持できるよう、人口減少に伴う地域課題を解決するため、人口の現状と将来の展望を提示したもの。各種計画や施策立案における人口に関する基本的な考え方となる。
②	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。(国第4次男女共同参画基本計画)
③	鹿児島県男女共同参画地域推進員	県内各地域において、男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図るため、県や市町村等と協働して男女共同参画を推進する役割を担っている。県が指定する講座を修了する等の条件を満たし、市町村長の推薦を受けて知事が委嘱する制度として平成20年度に創設された。
④	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。なお、キャリアとは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね(中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年1月31日)
⑤	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。(国第4次男女共同参画基本計画)
⑥	ジェンダー	「社会的、文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

⑦	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を、人生の段階に応じて自分の希望するバランスで実現できる状態のこと
⑧	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）	昭和 54 年（1979 年）に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年（1981 年）に発効。我が国は昭和 60 年（1985 年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第 1 条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。
⑨	女性農業経営士	農業経営に積極的に参画し、農家生活や農業経営・労働管理等の高度な知識や技術を有し、自らの農業経営や地域農業の課題解決に積極的に取り組み、発言力や実践力のある地域のリーダー的女性として、知事が認定した女性の農業者。
⑩	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために制定された法律。 （平成 27 年 9 月 4 日（一部は平成 28 年 4 月 1 日）施行、令和元年改正）女性の活躍推進に向けた目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業※）に義務づけられた。 ※常時雇用する労働者が 300 人以下の民間企業等にあつては令和 4 年 3 月 31 日までは努力義務。
⑪	生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等自立の支援に関する措置について定めた法律。（平成 27 年 4 月 1 日施行）
⑫	性自認	主観的な性別で、「自分は女である。」「自分は男である。」など、その人が自分の性をどのように認識しているか、ということ。「こころの性」と呼ばれることもある。
⑬	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として制定された法律。（平成 30 年 5 月 23 日公布・施行） 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者数ができる限り均等となること

		を目指すこと等の基本原則等について規定している。
⑭	性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指す。
⑮	性的マイノリティ（性的少数者）	恋愛対象が同性や両性の人、「こころの性」と「からだの性」が一致しない人、あるいは「こころの性」がはっきりしない人などのことを指す。
⑯	セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。
⑰	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。（国第4次男女共同参画基本計画）
⑱	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進するために制定された法律。（昭和61年4月1日施行（勤労婦人福祉法の題名等を改正））労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職等における男女間の差別の禁止等について規定している。
⑲	男女共同参画社会	すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、男女共同参画社会基本法第2条第1号においては、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。
⑳	男女共同参画社会基本法	将来に向かって男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的に推進するために制定された法律。（平成11年6月23日施行）男女共同参画社会の形成についての基本理念、国・地方公共団体及び国民の責務、基本的施策について規定している。
㉑	デートDV	結婚していない親密な関係にある男女の間に起きる暴力で、一般的に「デートDV」といわれている。配偶者からの暴力と同様、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・束縛するといった精神的暴力、お金を返さない・お金やプレゼントを要求するといった経済的暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形で起こる。
㉒	二次被害	被害者が相談した時に心無い言葉を発せられたり、捜査、裁判等

		に携わる職務関係者の不適切な言動により、さらに精神的に傷つけられてしまうこと。
⑳	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。（平成13年10月13日（一部は14年4月1日）施行、16年、19年、25年、令和元年改正）都道府県における計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置、保護命令制度等が規定されている。被害者が男性の場合や、同居の恋人からの暴力もこの法律の対象となる。
㉑	保護命令	<p>配偶者（事実婚も含む）から身体に対する暴力を受けたことがある被害者又は生命等に対して害を加える旨の脅迫を受けたことがある被害者が、配偶者からの暴力によりその生命等に危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所に対して申立てることで、裁判所が配偶者に対して発する命令。</p> <p>(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、(3)被害者と同居している子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者への電話等禁止命令の5種類がある。また、生活の本拠を共にする交際関係にある者同士についても、同様の申立てができる。</p>
㉒	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	<p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。</p> <p>なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。（国第4次男女共同参画基本計画）</p>